

令和8年度山形県除雪オペレーター担い手確保支援事業  
交付申請等 チェックリスト

【留意事項】

- ・本チェックリストは、各手続きにおける注意点等をまとめたものです。
- ・資料作成にあたっては、交付要綱及び様式のほか、募集要項、募集案内、Q&Aもあわせてご確認ください。
- ・本チェックリストは提出する必要はありません。

【交付申請前】

補助金の交付対象者の条件を確認した。（交付要綱第3条）

補助金の交付の対象となる経費を確認した。（交付要綱第4条の1）

- ※**交付決定後に事業着手**し、令和9年3月15日までの間に取得あるいは受講したものを対象  
※除雪講習会の**再受講は対象外**

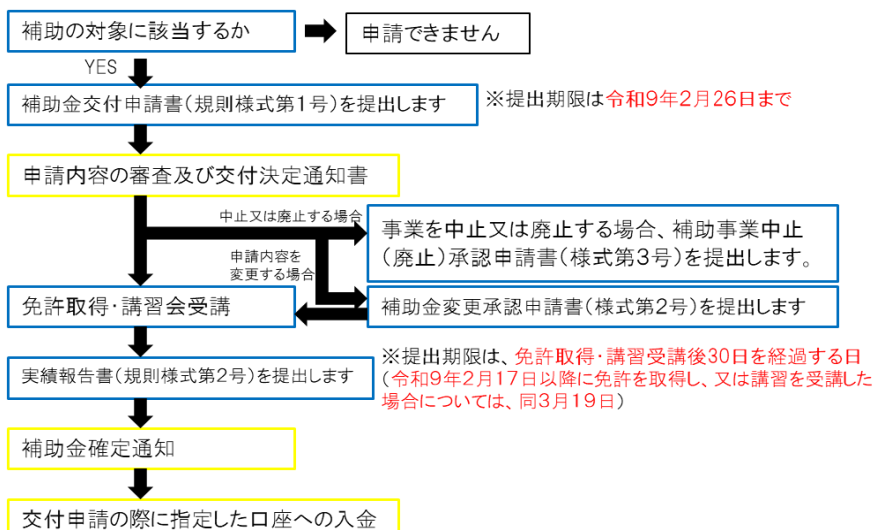
補助金の交付に付する条件を確認した。（交付要綱第8条3の(2),(3),(4)）  
※補助金交付後、県管理道路の除雪業務を3年以上続ける

交付決定後に変更、中止又は廃止する場合は承認申請が必要であることを確認した。  
（交付要綱第8条の3の(1)、変更申請の対象：交付要綱第8条の1）

免許取得又は講習受講後、実績報告が必要であることを確認した。  
（交付要綱第10条の1）

交付申請及び実績報告の期限を確認した。  
（交付申請期限：交付要綱第6条、実績報告期限：交付要綱第10条の1）

手続きの流れを確認した。



## 【交付申請時】

- 交付申請に必要な書類がそろっている。（交付要綱第6条）
  - 補助金交付申請書（規則別記様式第1号）
  - 事業計画書（別記様式第1号）
  - 申請時に所有している運転免許証の写し
  - 補助事業者が前年度に県管理道路の除雪業務を行う際に県へ提出した建設機械運転員届の写し
  - 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の資料の写し
- 資格取得予定者の**令和8年4月1日時点の年齢**を記載している。（交付要綱第3条）
- 補助対象経費に消費税及び地方消費税の額が**含まれていない**。（交付要綱第5条）
- 県への交付申請額は交付対象者1名当たりの交付申請額が補助対象経費の2分の1以内（上限額5万円）で、**1,000円未満の端数は切り捨て**している。（交付要綱第5条）
- 提出書類に記載の漏れやミスがないことを確認した。（氏名や生年月日等も確認）

## 【参考】補助対象経費及び交付申請額の算出例

交付申請額の算出については、下記の例を参考にしてください。

【例】A氏：資格取得等に要する費用の計…100,100円（税込み）の場合

→補助対象経費…91,000円（消費税は含まない）

→交付申請額…45,000円

（補助対象経費の2分の1以内で、1,000円未満の端数は切り捨て）

B氏：資格取得等に要する費用の計…113,300円（税込み）の場合

→補助対象経費…103,000円（消費税は含まない）

→交付申請額…50,000円

（補助対象経費の2分の1以内で、1,000円未満の端数は切り捨ては51,000円、ただし上限額5万円）

※補助対象経費（資格取得、講習受講等）毎に切り捨てしないこと。

【変更承認申請時】

- 変更承認申請の対象である。（交付要綱第 8 条の 1）
- 変更交付申請に必要な書類がそろっている。（交付要綱第 8 条 2 項）
  - 変更承認申請書（別記様式第 2 号）
  - 申請時に所有している運転免許証の写し（資格取得予定者が追加となる場合）
  - 補助対象経費の内訳が分かる見積書等の資料の写し
- 資格取得予定者の**令和 8 年 4 月 1 日時点の年齢**を記載している。（交付要綱第 3 条）
- 補助対象経費に消費税及び地方消費税の額が**含まれていない**。（交付要綱第 5 条）
- 県への交付申請額は交付対象者 1 名当たりの交付申請額が補助対象経費の 2 分の 1 以内（上限額 5 万円）で、**1,000 円未満の端数は切り捨て**している。（交付要綱第 5 条）
- 変更承認申請書には、変更、追加分のみでなく、**資格所得予定者全員分**の全項目を記載している。
- 提出書類に記載の漏れやミスがないことを確認した。（氏名や生年月日等も確認）

【中止（廃止）承認申請時】

- 中止（廃止）承認申請に必要な書類がそろっており、記載漏れやミスがないことを確認した。（交付要綱第 9 条）
  - 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 3 号）

【実績報告時】

複数人が申請している場合、全員分の実績報告をまとめて作成している。

- ※事業完了日は**全員が免許取得又は講習受講を完了した日**とする。
- ※実績報告書は事業完了後30日を経過する日（令和9年2月17日以降に免許を取得し、又は講習を受講した場合については、同年3月19日）までに提出する。

- 実績報告に必要な書類がそろっている。（交付要綱第8条2項）

- 補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）

- 実績報告書（別記様式第4号）

- 運転免許証（写し）

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条に基づく車両系建設機械運転技能講習会受講証（写し）

- （一社）日本建設機械施工協会東北支部が主催する除雪講習会受講証（写し）

- 補助金の使途を証する領収書（写し）又は支払いが確認できる書類

- 実績報告書の完了日は**免許取得又は講習受講を完了した日**を記載している。

- 資格取得予定者の**令和8年4月1日時点の年齢**を記載している。（交付要綱第3条）

- 補助対象経費に消費税及び地方消費税の額が**含まれていない**。（交付要綱第5条）

- 県への交付申請額は交付対象者1名当たりの交付申請額が補助対象経費の2分の1以内（上限額5万円）で、**1,000円未満の端数は切り捨て**している。（交付要綱第5条）

- 提出書類に記載の漏れやミスがないことを確認した。（氏名や生年月日等も確認）